

学校法人福岡大学役員報酬等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人福岡大学寄附行為(以下「寄附行為」という。)第40条の規定に基づき、学校法人福岡大学(以下「本法人」という。)の役員に対する報酬等の支給に関し必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 本法人の理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事 役員のうち、本法人の職員である者をいう。
- (3) 非常勤理事 前号以外の理事をいう。
- (4) 常勤監事 理事会において常勤の監事として選任された者をいう。
- (5) 非常勤監事 前号以外の監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤理事に対する報酬等は、学校法人福岡大学給与規程、学校法人福岡大学役職手当支給規程、学校法人福岡大学退職金規程に基づき、職員として支給される給与、役職手当、退職金その他本法人の定める学内規則に規定するもの等を支給する。

- 2 常勤監事に対する報酬は、年額1,800万円を上限として理事会において決定した額を月毎に分割して支給する。
- 3 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬等は、別表に定める額を支給する。
- 4 役員に対しては、前3項の報酬等及び本法人の定める学内規則に規定するもの以外の金銭を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員(常勤理事を除く。)に対する報酬等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより支給する。

- (1) 報酬 毎月25日に銀行振込により支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。
 - (2) 退職慰労金 役員(常勤理事及び常勤監事を除く。)の任期が満了したとき又は辞任若しくは死亡により退任したとき、現金にて支給する。
- 2 第1項及び第2項の報酬等の支給にあたり、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除する。

(報酬等の日割り計算等)

第5条 前条第1項第1号に定める報酬月額は、次のとおり計算する。

- (1) 締切は、月の1日からその月の末日までする。
 - (2) 前号に規定する期間の途中で新たに就任した者に対しては、就任日から日割にて計算する。
 - (3) その月の15日以前に退任し、又は解任したときは報酬月額の半額とし、その月に死亡したとき及び16日以降に退任し、又は解任したときは報酬月額の全額として計算する。
 - (4) この規程により報酬額の計算において端数が生じたときは、1円未満の端数は1円に切り上げるものとする。
- 2 前条第1項第2号に定める退職慰労金は、就任期間が1月以上の者に支給する。この場合において、就任期間に1年未満の端数月数があるときは、これを1年に切り上げて計算する。

(公表)

第6条 本法人は、この規程をもって、私立学校法(昭和24年法律第270号)第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(報酬等以外の費用等の支給)

第7条 常勤理事に対しては、学校法人福岡大学旅費規程及び学校法人福岡大学弔慰見舞金規程の定めるところによる費用等その他の職員である場合に支給される費用等を支給する。

2 役員(常勤理事を除く。)に対しては、学校法人福岡大学の役員の旅費等に関する内規及び学校法人福岡大学役員等の弔慰見舞金に関する内規の定めるところにより、旅費及び弔慰見舞金を支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 非常勤理事及び非常勤監事の報酬等(第3条第3項関係)

役職名	報酬	退職慰労金 (算定基礎額)	監査業務のための勤務
理事長	月額 150,000円	100,000円/年	/
副理事長	月額 100,000円	60,000円/年	
理事	月額 80,000円	40,000円/年	
監事	月額 80,000円	40,000円/年	